明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○港湾法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四七）　二

〔告　示〕

○総合特別区域の区域を変更した件（**内閣府**三〇、三一）　二
○構造改革特別区域計画を認定した件（**同**三二～三七）　三
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**三八～四三）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**四四）　四
○地域再生計画を認定した件（**同**四五～六二）　四
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**六三～一一〇）　六
○総合特別区域計画を認定した件（**同**一一一、一一二）　三
○総合特別区域計画の変更を認定した件（**同**一一三～一一六）　三
○蓄電池設備の基準の一部を改正する件（**消防庁**一〇）　三
○耐火電線の基準の一部を改正する件（**同**一一）　三
○消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件を廃止する件（**同**一二）　三
○消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（**同**一三）　三
○消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（**同**一四）　一六
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（**同**一五）　一六
○消防法施行規則第三十一条の六第五項の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類の一部を改正する件（**同**一六）　一八
○消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものの一部を改正する件（**同**一七）　二五
○消防法施行規則第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づく消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類の一部を改正する件（**同**一八）　二五
○スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部を改正する件（**同**一九）　二六
○屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（**同**二〇）　二六

〔官庁報告〕

労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（宮城労働局最低工賃公示一、鳥取同一）　二五

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二九